

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-③)

施策目標	32 建設市場の整備を推進する							担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設市場整備課長 木村 実		
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定期間	平成29年8月		
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (建設業の海外受注高)	1.0兆円	平成22年度	1.35兆円	1.18兆円	1.60兆円	1.82兆円	1.68兆円		2.0兆円	平成32年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設産業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
123 専門工事業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	2.09%	2.57%	3.53%	4.07%	集計中		3.00%	平成30年度	専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのみが生き残れる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることで的確に専門工事業者の収益力を把握することが適切。				
建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑩】 【APのKPI】	①84% ②57%	平成23年	①84% ②57%	①87% ②58%	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	①100% ②90%程度(製造業相当)	平成29年		技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するため、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 建設業許可処理システム等の整備の推進 (昭和62年度)	346	230 (215)	228 (219)	219 (217)	216	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。					-	建設業許可業者数、宅地建物取引業者数、マンション管理業者数、賃貸管理業者数 営業所等において専任を要する人的配置の重複排除			
(2) 建設関連業の新たな役割と一層の活躍の推進 (平成20年度)	347	14 (10)	11 (11)	14 (8)	12	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査業務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るために、建設関連業者登録システムの改修・保守等を行う。					-	-			
(3) 建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	348	117 (113)	101 (99)	105 (104)	91	建設業における取引の適正化を図るために、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。					-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数 請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合			
(4) 建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度、一部昭和54年度)	349	68 (57)	86 (58)	88 (70)	63	建設資材、建設技能労働者の需給状況等を毎月把握することにより、建設資材、技能労働者確保に資するとともに、円滑な公共事業の執行及び建設労働対策をすすめるための基礎資料とすることを目的とする。					124	統計資料の公表回数 建設資材、技能労働者の需給の安定			
(5) 我が国建設業等の海外展開の推進 (平成24年度)	350	70 (67)	84 (83)	85 (80)	101	本指標を達成すべく、本年6月に改訂された成長戦略および本年3月に新たに策定された「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の実現に向け、①政府間でしか為し得ないビジネス環境整備(海外展開に資する外国人材の育成・活用の政府間の枠組による推進、建設関連制度の整備・普及支援、国際交渉等)、②民間企業のみでは獲得の難しい新たなビジネス機会創出(政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用した新ビジネスの展開や、中堅・中小建設企業等の持つ独自の技術・ノウハウの売り込み等)、の2点に取り組んでいく。					122	-			
(6) 建設リサイクル推進等のための適切な施工管理の確保 (平成26年度)	351	-	10 (9)	9 (9)		解体工事の適正な施工や公衆災害防止が必要であることから業種区分に解体工事業を新設したことを踏まえ、解体工事現場に配置される技術者の確保・育成のための技術者資格、解体工事に係る技術・知識などの必要な資料収集、既存資格の適用性等の検討を行う。					-	解体工事の適正な施工確保に関する検討会を実施する。 H27.8頃に最終とりまとめを行う。			
(7) 技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成26年度)	352	-	15 (14)	15 (14)	16	技術者の確保・育成が喫緊の課題となっており、建設工事における適正な施工を確保するため、建設業法に基づく技術者の人材育成及び質の確保等について、現行制度の検証及び改善等に関する調査・検討を行う。					-	検討会等の開催回数 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率			
(8) 多様な入札契約方式のモデル事業等の実施 (平成26年度)	353	-	120 (94)	102 (78)	71	公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し、他の発注者のモデルとなる発注への支援(支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。					-	地方公共団体におけるモデル事業の実施数 入札契約方式を多様化した地方公共団体数			

